

指定地域密着型通所介護事業

運営指導基準

— 令和5年1月1日適用 —

練馬区福祉部指導検査担当課

- 「法」＝介護保険法(平成9年法律第123号)
- 「則」＝介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)
- 「条例」＝練馬区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等の基準に関する条例(平成24年12月練馬区条例第58号)
- 「省令」＝指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)
- 「基準について」＝指定地域密着型サービスおよび指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日老計発第0331004号他)
- 「告示」＝指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)
- 「留意事項」＝指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準および指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号他)
- 「利用者等告示」＝厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年厚生労働省告示第94号)
- 「大臣基準告示」＝厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)
- 「施設基準告示」＝厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号)
- 「通所介護費等の算定方法告示」＝厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準および看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号)
- 「厚生労働大臣が定める地域告示」＝厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年厚生労働省告示第83号)

運営指導基準（地域密着型通所介護）

事 項	基本的な考え方および観点	根拠法令等	確認書類等	評価
第1 総則	<p>1 指定地域密着型通所介護の事業の一般原則</p> <p>(1) 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。</p> <p>(2) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、区、他の地域密着型サービス事業者または居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。</p> <p>(3) 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。（3）については令和6年3月31日までの経過措置期間あり。</p> <p>(4) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。</p>	<p>条例第3条</p>		<p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
第2 基本方針	<p>1 基本方針</p> <p>(1) 指定地域密着型通所介護に該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持または向上を目指し、必要な日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図るものとなっているか。</p>	<p>条例第61条の2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程 ・ パンフレット等 	<p>C</p>

第3 人員に関する基準	1 従業者の員数			
	(1) 生活相談員	条例第61条の3第1項第1号		
	①提供日ごとに、提供時間帯に、専従の生活相談員が勤務している時間数の合計数を提供時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数以上配置されているか。	基準について第3の2の2の1(1)④		
	※ 提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く）をいう。			
	※ 提供日ごとに確保すべき生活相談員の勤務延時間数 = 提供時間数			
	②社会福祉主事任用資格を有する（社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する）者またはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか。	基準について第3の2の2の1(2)	同上	C
(2) 機能訓練指導員	条例第61条の3第1項第4号、第6項			
1人以上配置されているか。	基準について第3の2の2の1(3)	同上	C	
※ 機能訓練指導員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師の資格を有する者（はり師およびきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練については、生活相談員または介護職員が兼務して行うことも可。				
(3) 看護職員（利用定員が11人以上の事業所の場合）	条例第61条の3第1項第2号	同上	C	
① 単位ごとに、専従の看護職員が1人以上配置されているか。				
※ 看護職員とは、看護師または准看護師をいう。				
②・看護職員を、指定地域密着型通所介護事業所の従業者により確保する場合、提供時間帯を通じて、専ら提供に当たる必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて、指定地域密着型通所介護事業所と密接かつ適切な連	基準について第3の2の2の1(1)⑥	・出勤簿またはタイムカード ・サービス記録 ・職員名簿	C	

<p>携を図っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護職員を、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保する場合、提供日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定地域密着型通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っているか。 <p>(4) 介護職員（利用定員が11人以上の事業所の場合）</p> <p>単位ごとに、提供時間帯に専従の介護職員が勤務している時間数の合計数を提供時間帯で除して得た数が、利用者の数が15人までは1以上、15人を超える場合は、15人を超える部分の利用者の数を5で除して得た数に1を加えた数以上配置されているか。</p> <p>※ 提供時間数とは、当該単位における平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数の合計を利用者で除して得た数）をいう。</p> <p>※ 提供日ごとに確保すべき介護職員の勤務時間数</p> <p>【利用者の数が15人以下】→平均提供時間数</p> <p>【利用者の数が16人以上】</p> <p>→ $[(\text{利用者の数} - 15) / 5 + 1] \times \text{平均提供時間数}$</p>	<p>・雇用契約書</p> <p>・資格を確認する書類</p> <p>・利用者数および利用者の提供時間がわかる書類</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>	
<p>(5) その他（利用定員が11人以上）</p> <p>① 単位ごとに、介護職員が、常時1人以上配置されているか。</p> <p>② 生活相談員または介護職員のうち1人以上は常勤であるか。</p>	<p>同上</p> <p>同上</p>	<p>同上</p> <p>同上</p>	<p>C</p> <p>C</p>	
<p>(6) 看護職員または介護職員（利用定員が10人以下の事業所の場合）</p> <p>① 単位ごとに、提供時間帯に専従の看護職員または介護職員が勤務している時間数の合計数を提供時間数（単位提供時間数）で除して得た数が、1以上配置されているか。</p> <p>※ 提供時間数とは、当該単位における平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数の合計を利用者で除して得た数）をいう。</p> <p>※ 提供日ごとに確保すべき看護職員または介護職員の勤務時間数</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>C</p>	

<p>②単位ごとに、看護職員または介護職員が、常時 1 人以上配置されているか。</p>	<p>条例第61条の3第3項</p>	<p>同上</p>	<p>C</p>
<p>(7) その他 (利用定員が 10 人以下) 生活相談員、看護職員または介護職員のうち 1 人以上は常勤であるか。</p>	<p>条例第61条の3第7項</p>	<p>同上</p>	<p>C</p>
<p>※ (1)～(4)および(6)②の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。</p>	<p>条例第61条の3第4項</p>		
<p>※ (3)～(6)の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に 1 または複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。</p>	<p>条例第61条の3第5項</p>		
<p>※ (2)の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>条例第61条の3第6項</p>		
<p>※ 指定地域密着型通所介護事業者が第 1 項第 3 号に規定する第 1 号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第 1 号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、区の定める当該第 1 号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>条例第61条の3第8項</p>		
<p>2 管理者</p>			
<p>(1) 常勤専従の者が配置されているか。</p>	<p>条例第61条の4 基準について第3の2 の2の1(4)</p>	<p>同上</p>	<p>C</p>
<p>(2) 管理上支障がないとして、兼務している場合、適切なものか。 兼務可能な場合 当該同一敷地内の他の事業所等の職務 地域密着型通所介護事業所の他の職務</p>		<p>同上</p>	<p>C</p>

第4 設備に関する基準

1 設備および備品等

(1) 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室および事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備ならびに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備および備品等を備えているか。

条例第61条の5
基準について第3の2
の2の2

- ・ 平面図
- ・ 設備備品台帳等

C

(2) (1)に掲げる設備の基準を満たしているか。

① 食堂および機能訓練室

それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上であるか。

※食堂および機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

C

② 相談室

遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されているか。

C

(3) (1)に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものであるか。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

C

(4) (3)のただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が(1)に掲げる設備を利用し、夜間および深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に区長に届け出ているか。

C

※ 指定地域密着型通所介護事業者が第61条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、区の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第5 運営に関する基準

1 内容および手続の説明および同意

(1) 指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者または家族に重要事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について同意を得ているか。

※ 重要事項説明書に盛り込むべき内容

- ・ 運営規程の概要

- 事業の目的および運営の方針

- 従業者の職種、員数および職務の内容

- 営業日および営業時間

- 利用定員

- 内容および利用料その他の費用の額

- 通常の事業の実施地域

- 利用に当たっての留意事項

- 緊急時等における対応方法

- 非常災害対策

- 虐待の防止のための措置に関する事項

- その他運営に関する重要事項

- ・ 従業者の勤務の体制

- ・ 苦情処理の体制

- ・ 事故発生時の対応

- ・ 提供するサービスの第三者評価の実施状況

(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)

(2) 指定地域密着型通所介護事業者は、利用申込者またはその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、(3)で定めるところにより、当該利用申込者またはその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であってつぎに掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

条例第61条の20（準用第11条）

基準について第3の2

の2の3(14)（準用第3の1の4(2)）

- ・ 重要事項説明書
- ・ 契約書
- ・ 利用申込書
- ・ 同意に関する書類

C

C

- ※ ①電子情報処理組織を使用する方法のうちアまたはイに掲げるもの
 - ア 指定地域密着型通所介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者またはその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 指定地域密着型通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者またはその家族の閲覧に供し、当該利用申込者またはその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾または受けない旨の申出をする場合にあっては、指定地域密着型通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
 - ※ ②磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- (3) (2)に掲げる方法は、利用申込者またはその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものか。
- ※ (2) ①の「電子情報処理組織」とは、指定地域密着型通所介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者またはその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
 - ※ 指定地域密着型通所介護事業者は、(2)の規定により(1)に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者またはその家族に対し、その用いるつぎに掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書または電磁的方法による承諾を得なければならない。

C

<p>① ①～②に規定する方法のうち指定地域密着型通所介護事業者が使用するもの</p> <p>②ファイルへの記録の方式</p> <p>(4) 前項の規定による承諾を得た指定地域密着型通所介護事業者は、当該利用申込者またはその家族から文書または電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者またはその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはいいないか。ただし、当該利用申込者またはその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>			C
<p>2 提供拒否の禁止</p> <p>指定地域密着型通所介護事業者は、正当な理由なく指定地域密着型通所介護の提供を拒んでいないか。</p>	<p>条例第61条の20(準用第12条)</p> <p>基準について第3の2の2の3(14)(準用第3の1の4(3))</p>	<p>・利用申込受付簿</p>	C
<p>3 サービス提供困難時の対応</p> <p>指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定地域密着型通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)への連絡、適当な他の指定地域密着型通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>条例第61条の20(準用第13条)</p> <p>基準について第3の2の2の3(14)(準用第3の1の4(4))</p>	<p>・当該利用申込者へのサービス提供を他の事業者へ依頼したことが分かる書類等</p>	C
<p>4 受給資格等の確認</p> <p>(1) 利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期間を確認しているか。</p>	<p>条例第61条の20(準用第14条)</p> <p>基準について第3の2の2の3(14)(準用第3の1の4(5))</p>	<p>・利用者に関する記録(被保険者証の写等)</p>	C

<p>(2) 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の被保険者証に、法第 78 条の 3 第 2 項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定地域密着型通所介護を提供するように努めているか。</p>			B
<p>5 要介護認定の申請に係る援助</p>			
<p>(1) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p>	<p>条例第61条の20 (準用第15条) 基準について第3の2の2の3 (14) (準用第3の1の4 (6))</p>	<p>・要介護認定申請書控</p>	C
<p>(2) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っているか。</p>			C
<p>6 心身の状況等の把握</p>			
<p>利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>条例第61条の6</p>	<p>・サービス担当者会議の記録</p>	B
<p>7 指定居宅介護支援事業者等との連携</p>			
<p>(1) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、指定居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めているか。 ※ サービス担当者会議への出席</p>	<p>条例第61条の20 (準用第17条) 基準について第3の2の2の3 (14) (準用第3の1の4 (7))</p>	<p>・サービス担当者会議の記録</p>	B
<p>(2) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供および保健医療サー</p>	<p>条例第61条の20 (準用第17条)</p>		B

ビスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。

8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助

指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者またはその家族に対し、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を区に対して届け出ること等により、指定地域密着型通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。

条例第61条の20（準用第18条）
基準について第3の2の2の3（14）（準用第3の1の4（8））

・給付管理票控

C

9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

居宅サービス計画に沿った指定地域密着型通所介護を提供しているか。

条例第61条の20（準用第19条）
基準について第3の2の2の3（14）（準用第3の1の4（9））

・居宅サービス計画書
・通所介護計画書
・サービス提供票

C

10 居宅サービス計画等の変更の援助

指定地域密着型通所介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。

条例第61条の20（準用第20条）
基準について第3の2の2の3（14）（準用第3の1の4（10））

・利用者に関する記録（変更があったかの確認）
・居宅サービス計画書
・訪問介護計画書
・サービス提供票

C

11 サービスの提供の記録

（1）指定地域密着型通所介護を提供した際には、提供日および内容、利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画の書面またはこれに準ずる書面に記載しているか。

条例第61条の20（準用第22条）
基準について第3の2の2の3（14）（準用第3

・居宅サービス計画書
・サービス提供の記録
・業務日誌
・送迎記録

C

<p>(2) 指定地域密着型通所介護を提供した際には、具体的なサービス内容等(サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の状況、その他必要な事項)を記録するとともに、利用者から申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。</p>	<p>の1の4(12)</p>		<p>C</p>
<p>12 利用料等の受領</p>			
<p>(1) 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p>	<p>条例第61条の7第1項基準について第3の2の2の3(1)①(参照第3の1の4(13)①)</p>	<p>・サービス提供票、別表 ・領収書控 ・重要事項説明書 ・運営規程</p>	<p>C</p>
<p>(2) 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p>	<p>条例第61条の7第2項基準について第3の2の2の3(1)①(参照第3の1の4(13)②)</p>		<p>C</p>
<p>(3) 法定受領代理サービスに係る支払い以外で、下記の費用以外の費用の支払いを受けていないか。</p> <p>① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者から徴収する送迎費用</p> <p>② 通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用</p> <p>③ 食事の提供に要する費用</p> <p>④ おむつ代</p> <p>⑤ 日常生活においても通常必要となる費用で、利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>※ ③の費用は、「居住、滞在および宿泊並びに食事の提供に係る</p>	<p>条例第61条の7第3項、第4項基準について第3の2の2の3(1)②</p>		<p>C</p>

<p>利用料等に関する指針(平成17年9月7日厚生労働省告示第419号)」に定めるところによる。</p> <p>※ ⑤の費用は、保険給付のサービスと明確に区分されないあいまいな名目によるもの(お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金等)は不可。</p> <p>また、全ての利用者に画一的に提供されるもの(共用のテレビやカラオケ、一律に行う行事やクラブ活動の材料費等)も不可。</p> <p>(4) (1)から(3)に掲げる費用については、基準額、指針、通知によっているか。</p> <p>(5) ①から⑤の費用の額が個別・具体的に重要事項説明書等に記載され、あらかじめ利用者またはその家族にサービスの内容や費用について説明し、同意を得ているか。</p> <p>(6) サービスを提供した費用の支払いを受けた際、利用者に領収証を交付しているか。</p> <p>(7) 上記の領収証には、保険給付による額とその他の費用による額が区分して記載されているか。</p>			
<p>13 保険給付の請求のための証明書の交付</p> <p>指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定地域密着型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p>	<p>条例第61条の7第5項(参照台3の1の4(13)④)</p> <p>法第42条の2第9(準用第41条第8項)</p> <p>則第65条の5(準用第65条)</p> <p>条例第61条の20(準用第24条)</p> <p>基準について第3の2の2の3(14)(準用第3の1の4(14))</p>	<p>・サービス提供証明書</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
<p>14 指定地域密着型通所介護計画の基本的取扱方針</p> <p>(1) 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っているか。</p> <p>(2) 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>条例第61条の8</p> <p>基準について第3の2の2の3(2)(準用第3の1の4(14))</p>		<p>C</p> <p>C</p>
<p>15 指定地域密着型通所介護計画の具体的取扱方針</p>			

<p>(1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行っているか。</p>	<p>条例61条の9第1号</p>	<p>・地域密着型通所介護計画 ・サービスの提供の記録</p>	<p>C</p>
<p>(2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行っているか。</p>	<p>条例61条の9第2号</p>		<p>C</p>
<p>(3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練およびその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。</p>	<p>条例61条の9第3号</p>		<p>C</p>
<p>(4) 地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p>	<p>条例61条の9第4号</p>		<p>C</p>
<p>(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。</p>	<p>条例61条の9第5号</p>		<p>C</p>
<p>(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供しているか。特に、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えているか。</p>	<p>条例61条の9第6号</p>		<p>C</p>
<p>(7) 指定地域密着型通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、事業所の屋外でサービスを提供する場合は、次の条件を満たしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ地域密着型通所介護計画に位置付けられていること ・効果的な機能訓練等のサービスが提供できること 	<p>基準について第3の2の2の3(2)④</p>		<p>C</p>

<p>16 地域密着型通所介護計画の作成</p> <p>(1) ①利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練等の目標 ・提供するサービスの具体的な内容 ・所要時間 ・日課（プログラム） <p>②サービス提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成しているか。</p> <p>(2) 既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成しているか。</p> <p>なお、地域密着型通所介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。</p> <p>(3) 管理者は、地域密着型通所介護計画の内容等について利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。</p> <p>(4) 管理者は、地域密着型通所介護計画を利用者に交付しているか。</p> <p>(5) それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況および目標の達成状況を記録しているか。</p> <p>また、その実施状況や評価についても説明を行っているか。</p> <p>(6) 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定地域密着型通所介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画を提供することに協力するよう努めているか。</p>	<p>条例第61条の10第1項基準について第3の2の2の3(3)</p> <p>条例第61条の10第2項基準について第3の2の2の3(3)③</p> <p>条例第61条の10第3項基準について第3の2の2の3(3)④</p> <p>条例第61条の10第4項基準について第3の2の2の3(3)④</p> <p>条例第61条の10第5項基準について第3の2の2の3(3)⑤</p> <p>条例61条の10基準について第3の2の2の3(3)⑥ (準用第3の1の4(17)㉔)</p>	<p>・地域密着型通所介護計画書 ・アセスメントシート</p> <p>・居宅サービス計画書 ・地域密着型通所介護計画書</p> <p>・地域密着型通所介護計画書 ・モニタリングシート</p> <p>同上</p> <p>・モニタリングシート</p> <p>・地域密着型通所介護計画書</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
--	--	--	---

<p>17 利用者に関する区への通知</p> <p>指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護を受けている利用者がつぎの各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しているか。</p> <p>(1) 正当な理由なしに指定地域密着型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。</p>	<p>条例第61条の20(準用第30条)</p> <p>基準について第3の2の2の3(14)(準用第3の1の4(18))</p>	<p>・区に送付した通知に係る記録</p>	<p>C</p>
<p>18 緊急時等の対応</p> <p>利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>条例第61条の20(準用第55条)</p> <p>基準について第3の2の2の3(14)(準用第3の2の4(3))</p>	<p>・緊急時対応マニュアル</p> <p>・サービス提供記録</p>	<p>C</p>
<p>19 管理者の責務</p> <p>(1) 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理および指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>条例第61条の11</p>		<p>C</p> <p>C</p>
<p>20 運営規程</p> <p>つぎに掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。</p> <p>(1) 事業の目的および運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数および職務の内容</p> <p>(3) 営業日および営業時間</p> <p>(4) 利用定員</p> <p>(5) 内容および利用料その他の費用の額</p> <p>(6) 通常の事業の実施地域</p>	<p>条例第61条の12</p> <p>基準について第3の2の2の3(5)</p>	<p>・運営規程</p> <p>・重要事項説明書</p>	<p>C</p>

- (7) サービス利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) その他運営に関する重要事項
- ※ 上記虐待の防止のための措置に関する事項については令和6年3月31日までの経過措置期間あり

21 勤務体制の確保等

- (1) 事業所ごとに、月ごとの勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員および機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしているか。
- (2) 地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護事業所ごとに、当該地域密着型通所介護事業所の従業員によって地域密着型通所介護を提供しているか。
ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- (3) 従業員の資質向上のために、研修の機会を確保しているか。
・全ての従事者（看護職員、介護福祉士または介護支援専門員の資格を有する者、法第8条第2項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対する認知症介護に係る基礎的な研修
- (4) 適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。

条例第61条の13
基準について第3の2
の2の3(6)①

条例第61条の13
基準について第3の2
の2の3(6)②

条例第61条の13
基準について第3の2
の2の3(6)③

条例第61条の13
基準について第3の2
の2の3(6)④(準用第
3の1の4(22)⑥)

- ・就業規則
- ・運営規程
- ・雇用契約書
- ・勤務表
- ・業務日誌

- ・研修計画
- ・実施記録

- ・ハラスメントの内容
および防止を明確化
した方針

22 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指

条例第61条の20(準用第

- ・業務継続計画

C

C

C

C

C

<p>定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 地域密着型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的の実施しているか。</p> <p>(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p> <p>※ 上記(1)～(3)については令和6年3月31日までの経過措置期間あり</p>	<p>34条の2) 基準について第3の2の2の3(7)</p>	<p>・業務継続に係る研修記録</p>	<p>C</p>
<p>23 定員の遵守</p> <p>利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供をしていないか。</p> <p>※ 災害その他のやむを得ない事情がある場合を除く。</p>	<p>条例第61条の14</p>	<p>・業務日誌 ・運営規程 ・国保連への請求書</p>	<p>C</p>
<p>24 非常災害対策</p> <p>(1) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常災害（消防計画、風水害、地震等）に関する具体的な計画の策定 ・防火管理者（または防火管理責任者） ・消火・避難訓練実施状況 <p>(2) 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</p>	<p>条例第61条の15 基準について第3の2の2の3(8)</p>	<p>・消防計画、風水害・地震等の災害に対処するための計画 ・避難訓練等の実施記録 ・運営規程</p>	<p>C</p>
<p>25 衛生管理等</p> <p>(1) 地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じているか。</p>	<p>条例第61条の16 基準について第3の2の2の3(9)①</p>		<p>C</p>

<p>(2) 感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>(3) 感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>(4) 地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施しているか。</p> <p>※ 上記(2)～(4)については令和6年3月31日までの経過措置期間あり</p>		<p>・委員会資料または議事録</p> <p>・感染症予防の指針</p> <p>・感染症予防の研修記録</p> <p>・訓練の実施記録</p> <p>同上</p> <p>同上</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
<p>26 掲示</p> <p>(1) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>※ 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定地域密着型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p>	<p>条例第61条の20（準用第36条）</p> <p>基準について第3の2の2の3(14)（準用第3の1の4(25)）</p>		<p>C</p>
<p>27 秘密保持等</p> <p>(1) 事業所の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 事業所の従業者および従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p>	<p>条例第61条の20（準用第37条）</p> <p>基準について第3の2の2の3(14)（準用第3の1の4(26)）</p>	<p>・従業者（退職者を含む）の秘密保持誓約書</p> <p>・就業規則</p>	<p>C</p> <p>C</p>

(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。

・利用者および家族の同意書 C

28 広告

指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽または誇大なものとなっていないか。

条例第61条の20（準用第38条）

・パンフレット等
・ポスター等
・広告 C

29 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止

指定地域密着型通所介護事業者は、指定居宅介護支援事業者またはその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。

条例第61条の20（準用第39条）

基準について第3の2の2の3(14)
(準用第3の1の4(27))

C

30 苦情処理

(1) 提供したサービスに係る利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。

条例第61条の20（準用第40条）

基準について第3の2の2の3(14)
(準用第3の1の4(28))

・苦情受付簿
・苦情者への対応記録
・苦情対応マニュアル
・再発防止策の検討記録 C

(2) 指定地域密着型通所介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。

C

(3) 指定地域密着型通所介護事業者は、提供した指定地域密着型通所介護に関し、法第23条の規定により区が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは区の職員からの質問もしくは照会に応じ、および利用者からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。

C

- (4) 指定地域密着型通所介護事業者は、区からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を区に報告しているか。
- (5) 指定地域密着型通所介護事業者は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。
- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5) の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。

31 地域との連携

- (1) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、区の職員または地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。
- ※ 地域住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられる。
- ※ 他の地域密着型サービス事業所を併設している場合においては、1 つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えない。
- (2) 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。

条例第61条の17
基準について第3の2
の2の3 (10)

・議事録等の記録

・議事録等の記録

C

C

C

C

C

- (3) 地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流を図っているか。
- (4) 地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、区が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の区が実施する事業に協力するよう努めているか。
- (5) 地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても地域密着型通所介護の提供を行うよう努めているか。

32 事故発生時の対応

- (1) 指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合、速やかに区、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。
- (2) 事故の状況および事故に際して採った処置について記録しているか。
- ※ 指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めていることが望ましい。
- (3) 指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。
- (4) 地域密着型通所介護事業者は、条例第61条の5第4項の地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、(1)および(4)の規定に準じた必要な措置を講じているか。

条例第61条の18
基準について第3の2
の2の3(11)

- ・ 事故対応マニュアル
- ・ 区、家族、居宅介護支援員への報告記録
- ・ 事故に関する記録
- ・ 事故発生報告書
- ・ ヒヤリハットの記録

C
B
B
C
C
C
C

<p>33 虐待の防止</p> <p>(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>(2) つぎの項目を盛り込んだ虐待の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>① 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方</p> <p>② 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</p> <p>③ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針</p> <p>④ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針</p> <p>⑤ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項</p> <p>⑥ 成年後見制度の利用支援に関する事項</p> <p>⑦ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項</p> <p>⑧ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項</p> <p>⑨ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> <p>(3) 地域密着型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しているか。</p> <p>(4) (1) から (3) に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p> <p>※ 上記 (1) ～ (4) については令和6年3月31日までの経過措置期間あり</p>	<p>条例第61条の20（準用第42条の2第1号） 基準について第3の2の2の3(12)（準用第3の1の4(31)）</p>	<p>・委員会資料または議事録</p> <p>・虐待防止のための指針</p> <p>・虐待防止の研修記録</p> <p>・委員会資料または議事録</p> <p>・虐待防止のための指針</p> <p>・虐待防止の研修記録</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
<p>34 会計の区分</p> <p>指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域密着型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p>	<p>条例第61条の20（準用第43条） 基準について第3の2の2(14)（準用第1の4(32)）</p>	<p>・従業者、設備、備品および会計に関する記録等</p> <p>・サービスに関する書類等</p>	<p>C</p>

	<p>35 記録の整備</p> <p>(1) 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関するつぎに掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</p> <p>① 地域密着型通所介護計画</p> <p>② 準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>③ 準用する第30条に規定する区への通知に係る記録</p> <p>④ 準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>⑤ 前条第2項に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録</p> <p>⑥ 第61条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p>	<p>条例第61条の19 基準について第3の2 の2(13)</p>		<p>C</p> <p>C</p>
<p>第6 変更の届出等</p>	<p>1 変更の届出等</p> <p>(1) 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称および所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、または休止した当該指定地域密着型通所介護の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を区長に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護の事業を廃止し、または休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止または休止の日の一月前までに、その旨を区長に届け出ているか。</p>	<p>法第78条の5</p>		<p>C</p> <p>C</p>
<p>第7 介護給付の算定および取扱い</p>	<p>1 基本的事項</p> <p>(1) 指定地域密着型通所介護事業に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第126号の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定しているか。</p>	<p>告示1</p>	<p>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画</p> <p>・介護給付費請求書</p> <p>・介護給付費明細書</p>	<p>C</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供票・別票 ・サービスの提供の記録 	
(2) 指定地域密着型通所介護事業に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定しているか。	告示2	同上		C
(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。	告示3	同上		C
2 地域密着型通所介護費 地域密着型通所介護費について、指定地域密着型通所介護を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画に位置付けられた内容の指定地域密着型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定しているか。ただし、利用者の数または看護職員もしくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。	告示別表2の2注1 施設基準告示27の2イ 通所介護費等の算定方法告示5の2 留意事項第2の3の2 (1)		<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型通所介護計画 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供票・別票 ・サービスの提供の記録 	C
3 療養通所介護費 療養通所介護費について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして区長に届け出た指定療養通所介護事業所において、利用者について、指定療養通所介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。ただし、利用者の数または看護職員もしくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。	告示別表2の2注2 施設基準告示27の2ロ 利用者等告示35の2の3 通所介護費等の算定方法告示5の2 留意事項第2の3の2 (22)	同上		C
4 入浴介助を行わない場合 療養通所介護費について、入浴介助を行っていない場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。また、指定療養通所介護事業所が提供する指定療養通所介護	告示別表2の2注3 留意事項第2の3の2 (24)⑤	同上		C

の算定月における提供回数について、利用者1人当たり平均回数が、月5回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。

5 2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護を行う場合

別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定地域密着型通所介護を行う場合は、地域密着型通所介護費(2)の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。

告示別表2の2注4
利用者等告示35の3
留意事項第2の3の2
(2)

同上

C

6 感染症または災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合

地域密着型通所介護費について、感染症または災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、区長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、指定地域密着型通所介護を行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き加算することができる。

告示別表2の2注5
留意事項第2の3の2
(3)

同上

C

7 延長加算

地域密着型通所介護費について、日常生活上の世話を行った後に引き続き所要時間8時間以上9時間未満の指定地域密着型通所介護を行った場合または所要時間8時間以上9時間未満の指定地域密着型通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定地域密着型通所介護の所要時間と当該指定地域密着型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が9時間以上となった場合は、つぎに掲げる区分に応じ、つぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。

告示別表2の2注6
留意事項第2の3の2
(4)

C

- (1) 9時間以上 10時間未満の場合 50単位
- (2) 10時間以上 11時間未満の場合 100単位
- (3) 11時間以上 12時間未満の場合 150単位
- (4) 12時間以上 13時間未満の場合 200単位
- (5) 13時間以上 14時間未満の場合 250単位

8 共生型サービスを行う場合

地域密着型通所介護費について、共生型地域密着型サービスの事業を行う指定生活介護事業者が当該事業を行う事業所において共生型地域密着型通所介護を行った場合は、所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定し、共生型地域密着型サービスの事業を行う指定自立訓練（機能訓練）事業者または指定自立訓練（生活訓練）事業者が当該事業を行う事業所において共生型地域密着型通所介護を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定し、共生型居宅サービスの事業を行う指定児童発達支援事業所が当該事業を行う事業所において共生型地域密着型通所介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、共生型地域密着型サービスの事業を行う指定放課後等デイサービス事業者が当該事業を行う事業所において共生型地域密着型通所介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。

告示別表2の2注7

C

9 生活相談員配置等加算

地域密着型通所介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、注7を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1日につき13単位を所定単位数に加算しているか。

告示別表2の2注8
大臣基準告示14の2
留意事項第2の3の2
(6)

C

10 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

指定地域密着型通所介護事業所または指定療養通所介護事業所の従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定地域密着型通所介護または指定療養通所介護を行った場合は、1日に

告示別表2の2注9
厚生労働大臣が定める
地域告示二
留意事項第2の3の2

C

<p>つき所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>(7)</p>	
<p>11 入浴介助加算</p> <p>地域密着型通所介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1 日につきつぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 入浴介助加算(I) 40 単位 (2) 入浴介助加算(II) 55 単位</p>	<p>告示別表 2 の 2 注 10 大臣基準告示 14 の 3 留意事項第 2 の 3 の 2 (8)</p>	<p>C</p>
<p>12 中重度者ケア体制加算</p> <p>地域密着型通所介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、中重度者ケア体制加算として、1 日につき 45 単位を所定単位数に加算しているか。ただし、8 を算定している場合は、算定しない。</p>	<p>告示別表 2 の 2 注 11 大臣基準告示 51 の 3 留意事項第 2 の 3 の 2 (9)</p>	<p>C</p>
<p>13 生活機能向上連携加算</p> <p>地域密着型通所介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き 3 月に 1 回を限度として、1 月につき、(2)については 1 月につき、つぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>また、注 13 を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は 1 月につき 100 単位を所定単位数に加算する。</p>	<p>告示別表 2 の 2 注 12 大臣基準告示 15 の 2 留意事項第 2 の 3 の 2 (10)</p>	<p>C</p>

- (1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位
- (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位

14 個別機能訓練加算

地域密着型通所介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定地域密着型通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)および(2)については1日につきつぎに掲げる単位数を、(3)については1月につきつぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、個別機能訓練加算(Ⅰ)イを算定している場合には、個別機能訓練加算(Ⅰ)ロは算定しない。

- (1) 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ 56 単位
- (2) 個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ 85 単位
- (3) 個別機能訓練加算(Ⅱ) 20 単位

告示別表2の2注13
大臣基準告示51の4
留意事項第2の3の2
(11)

C

15 ADL維持等加算

地域密着型通所介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、利用者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につきつぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合には、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) ADL維持等加算(Ⅰ) 30 単位
- (2) ADL維持等加算(Ⅱ) 60 単位

告示別表2の2注14
大臣基準告示16の2
留意事項第2の3の2
(12)

C

16 認知症加算

地域密着型通所介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算しているか。ただ

告示別表2の2注15
大臣基準告示51の5
留意事項第2の3の2
(13)

C

し、注7を算定している場合は、算定しない。

17 若年性認知症利用者受入加算

地域密着型通所介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算しているか。ただし、認知症加算を算定している場合は、算定しない。

告示別表2の2注16
大臣基準告示18
留意事項第2の3の2
(14)

C

18 栄養アセスメント加算

地域密着型通所介護費について、つぎに掲げるいずれの基準にも適合しているものとして区長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算しているか。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間および当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

告示別表2の2注17
大臣基準告示18の2
留意事項第2の3の2
(15)

C

- (1) 当該事業所の従業者としてまたは外部との連携により管理栄養士を1名以上配置しているか。
- (2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者またはその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応しているか。
- (3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用しているか。
- (4) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定地域密着型通所介護事業所であるか。

19 栄養改善加算

地域密着型通所介護費について、つぎに掲げるいずれの基準にも適合しているものとして区長に届け出て、低栄養状態にあ

告示別表2の2注18
大臣基準告示19

C

る利用者またはそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められるものを行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき200単位を所定単位数に加算しているか。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- (1) 当該事業所の従業者としてまたは外部との連携により管理栄養士を1名以上配置しているか。
- (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥(えん)下機能および食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成しているか。
- (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録しているか。
- (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価しているか。
- (5) 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定地域密着型通所介護事業所であるか。

20 口腔・栄養スクリーニング加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型通所介護事業所の従業者が、利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニングまたは栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、つぎに掲げる区分に応じ、1回につきつぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は算

留意事項第2の3の2
(16)

告示別表2の2注19
大臣基準告示51の6
留意事項第2の3の2
(17)

C

定しない。

- (1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20単位
- (2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5単位

21 口腔機能向上加算

地域密着型通所介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出て、口腔機能が低下している利用者またはそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導もしくは実施または摂食・嚥下機能に関する訓練の指導もしくは実施であって、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められるものを行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につきつぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。

また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- (1) 口腔機能向上加算(Ⅰ) 150単位
- (2) 口腔機能向上加算(Ⅱ) 160単位

22 科学的介護推進体制加算

地域密着型通所介護費について、つぎに掲げるいずれの基準にも適合しているものとして区長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し指定地域密着型通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位数に加算しているか。

- (1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出しているか。
- (2) 必要に応じて地域密着型通所介護計画を見直すなど、指

告示別表2の2注20
大臣基準告示51の7
留意事項第2の3の2
(18)

C

告示別表2の2注21
留意事項第2の3の2
(19)

C

定地域密着型通所介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定地域密着型通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用しているか。

23 他のサービスの利用

利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護もしくは特定施設入居者生活介護または小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護もしくは複合型サービスを受けている間は、地域密着型通所介護費は、算定していないか。

告示別表2の2注22

C

24 療養通所介護費の算定

利用者が一の指定療養通所介護事業所において、指定療養通所介護を受けている間は、当該指定療養通所介護事業所以外の指定療養通所介護事業所が指定療養通所介護を行った場合に、療養通所介護費は、算定していないか。

告示別表2の2注23

C

25 事業所と同一建物内の利用者へのサービス提供

地域密着型通所介護費について、指定地域密着型通所介護事業所と同一建物に居住する者または指定地域密着型通所介護事業所と同一建物から当該指定地域密着型通所介護事業所に通う者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、1日につき94単位を所定単位数から減算しているか。ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

告示別表2の2注24
留意事項第2の3の2
(20)

C

26 送迎未実施減算

地域密着型通所介護費について、利用者に対して、その居宅と指定地域密着型通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算しているか。

告示別表2の2注25
留意事項第2の3の2
(21)

- ・ サービス提供の記録
- ・ 送迎記録

C

27 サービス提供体制強化加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区

告示別表2の2ハ注

- ・ 研修計画

C

長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が利用者に対し指定地域密着型通所介護を行った場合または別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定療養通所介護事業所が利用者に対し指定療養通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、地域密着型通所介護費については1回につき、療養通所介護費については1月につき、つぎに掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 地域密着型通所介護費を算定している場合

- ① サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22 単位
- ② サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18 単位
- ③ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6 単位

(2) 療養通所介護費を算定している場合

- ① サービス提供体制強化加算(Ⅲ)イ 48 単位
- ② サービス提供体制強化加算(Ⅲ)ロ 24 単位

28 介護職員処遇改善加算

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして区長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、つぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イからハまで(地域密着型通所介護費、療養通所介護費、サービス提供体制強化加算)

により算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)イからハまで(地域密着型通所介護費、療養通所介護費、サービス提供体制強化加算)

により算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)イからハまで(地域密着型通所介護費、療養通所介護費、サービス提供体制強化加算)

により算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

大臣基準告示51の8
留意事項第2の3の2
(25)

- ・研修記録
- ・会議議事録
- ・健康診断に係る記録
- ・資格証

告示別表2の2ニ
留意事項第2の3の2
(26)(27)(準用第2の
(17)(18))

- ・介護職員処遇改善計画書
- ・介護職員等特定処遇改善計画書
- ・給与明細等

C

	<p>29 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして区長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、つぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)イからハまで(地域密着型通所介護費、療養通所介護費、サービス提供体制強化加算)により算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)イからハまで(地域密着型通所介護費、療養通所介護費、サービス提供体制強化加算)により算定した単位数の1000分の10に相当する単位数</p> <p>30 介護職員等ベースアップ等支援加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして区長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、イからハまで(地域密着型通所介護費、療養通所介護費、サービス提供体制強化加算)により算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>告示別表2の2ホ 留意事項第2の3の2 (26)(27)(準用第2の (17)(18))</p> <p>告示別表2の2へ注 留意事項第2の3の2 (28)(準用第2の(19))</p>	<p>・介護職員処遇改善計画書</p> <p>・介護職員等特定処遇改善計画書</p> <p>・給与明細等</p> <p>・同上</p>	<p>C</p> <p>C</p>
--	--	---	---	-------------------